

(電子メール施行)
教体第1388号
令和3年7月30日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた県立学校における対応について

新型コロナウイルス感染が再拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。

については、8月2日以降、引き続き感染防止対策に十分留意しながら、別添「まん延防止等重点措置実施区域指定期間中の教育活動等について」のとおり県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いいたします。

なお、その他の感染防止対策等については「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を参照願います。

【別添】

まん延防止等重点措置実施区域指定期間中 (令和3年8月2日～8月31日)の教育活動等について

1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動(修学旅行を含む)を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- 県外での活動(全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。)は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。

8月2日以降 の対応（まん延防止等重点措置実施区域指定期間中）

現行	変更後
<p>【県立学校】</p> <p>①教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。 ○県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。 <p>○感染防止対策</p> <p>〔登下校時・出勤時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）やPCR検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。 ・出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。 ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせる（特別休暇）。 ・登下校時においては、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。 ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。 <p>〔教育活動時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。 ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。 ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。 ・毎日の検温と手洗いを徹底する。 ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。 ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の感染防止の観点からも、教職員についてはワクチン接種を促す。 ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。 ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。 ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。 ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。 	<p>【県立学校】</p> <p>①教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。 ○<u>県外での活動は、原則行わない。</u> ○<u>ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。</u> <p>○感染防止対策</p> <p>〔登下校時・出勤時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）やPCR検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。 ・出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。 ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせる（特別休暇）。 ・登下校時においては、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。 ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。 <p>〔教育活動時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。 ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。 ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。 ・毎日の検温と手洗いを徹底する。 ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。 ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の感染防止の観点からも、教職員についてはワクチン接種を促す。 ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。 ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。 ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。 ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。
なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。
ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。
- 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
 - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施
調査時期：5月、11月
対象：各市町（神戸市含む） 小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）
 - ・SNS 悩み相談の実施（17:00～21:00）
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
 - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

④熱中症対策

- 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。
（屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。
（屋外）体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。
〔※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式（2021.5.28Ver.6 一部追記分）』参照〕

【市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）】

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。
なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。
- 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
 - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施
調査時期：5月、11月
対象：各市町（神戸市含む） 小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）
 - ・SNS 悩み相談の実施（17:00～21:00）
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
 - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

④熱中症対策

- 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。
（屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。
（屋外）体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。
〔※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式（2021.5.28Ver.6 一部追記分）』参照〕

【市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）】

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

〔感染時における対応〕

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。